

# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和4年度

株式会社プロケア  
ちゃいれっく並木二丁目保育室

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

# 目次

## サービス第三者評価結果報告書

---

### ◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

### ◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

#### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

#### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

### ◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

#### A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

#### A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

#### A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

## 福祉サービス第三者評価結果 の概要

### ①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

### ②施設・事業所情報

|            |                                                                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称:        | ちやいれつく並木二丁目保育室                                                                                      |
| 種別:        | 地域型保育事業                                                                                             |
| 事業所代表者氏名:  | 宮戸 恵美                                                                                               |
| 定員(利用人数):  | 10名(利用者:10名)                                                                                        |
| 所在地:       | 〒236-0005 横浜市金沢区並木2丁目3街区1号棟104号室                                                                    |
| TEL/FAX:   | 045-353-7811 / 045-353-7812                                                                         |
| ホームページ:    | <a href="https://chilec.procare.co.jp/namiki2chome/">https://chilec.procare.co.jp/namiki2chome/</a> |
| 開設年月日:     | 2012年10月20日                                                                                         |
| 経営法人・設置主体: | 株式会社プロケア                                                                                            |

|     |          |        |        |
|-----|----------|--------|--------|
| 職員数 | 常勤/非常勤   | 常勤:3名  | 非常勤:4名 |
|     | 専門職員(名称) | 保育士:6名 |        |

#### 施設状況

|       |       |
|-------|-------|
| 保育室:2 | トイレ:1 |
| 調理室:1 | 事務室:1 |
| 園庭:なし |       |

### ③理念・基本方針

#### 【理念】

『大地にがっしりと根を張る〈大樹〉になってほしい』  
この子らはどんな葉を茂らせ、どんな花を咲かせ、どんな実をつけて人を笑顔にするの  
だろう。  
子どもたちが〈大樹〉と育つための、その基となる〈根っこ〉を育てるお手伝いをしたい、  
そうプロケアは願っています。

#### 【保育方針】

〈こころ〉〈からだ〉〈生活〉の三位一体の保育を目指します。  
【こころ】温かい「第二の家庭」を提供し、心の豊かさを育む  
【からだ】生活のリズムを整え、食育に取り組み、健やかな身体を育む  
【生活】様々な体験を通じて、主体性と協調性を育む

#### 園の保育目標

- 1, げんきな子
- 2, おもいやりのある子
- 3, さいごまでがんばる子

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

1、2歳児を異年齢クラスと一緒に保育することにより、兄弟姉妹のような関係を育みます。家庭に近いゆったりとした環境の中、友達や保育者とじっくり向かい合い、関わり合い、受けとめられる経験をする中で自己肯定感を持てるように保育をしています。ほぼ毎日、さくらさくらんぼ保育園 斎藤公子先生考案のリズム運動を行っています。手指や足のつま先をつかうことによって脳にも刺激を与え、体幹づくりの基礎となっています。また、順番を少し待ったり、リズムや音楽を感じたりということも含まれているため、非認知能力を育てる機会にもなっています。暑い時期以外は、毎日散歩に出かけ、でこぼこ道や坂道なども歩くことによって、足腰を鍛えるだけでなく、自らの力で歩き、自ら興味を持ったものに向かって行ける基礎をつくっています。太陽にあたることにより、セロトニンの分泌を促し、よく眠れ、お腹がすいてご飯を食べたいと思える体作りができています。また、季節ごとの自然に触れることを大切に、花や虫、木の実などに触れる実体験を多く取り入れています。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和4年5月1日

訪問調査日：令和4年12月9日

評価結果確定日：令和5年3月6日

受審回数(前回の時期)

－ 回(前回： 年度)

## ⑥総評

### ◇特長や今後期待される点

#### 1) 保育の連続性を意識して、主体性を大切に保育を実践しています

職員は、子どもたちの「やりたい」という気持ちを大切に、子どもたちの主体性を尊重しています。保育室のおもちゃや絵本は子どもたちが好きなものを自分で選べるようにしています。運動会では、子どもたちが手作りおもちゃのテーブルを逆さにして、車のようにして遊んでいたことから、その遊びをそのまま競技に発展させるなど、子どもたちの遊びの展開や保育の連続性を意識して、一人ひとりの主体性を育んでいます。

#### 2) 保護者と連携を図り、子どもの育ちを見守っています

園では、小規模保育所の特性を生かし、保護者とのコミュニケーションを深め、家庭的な雰囲気の中で子どもの育ちを見守る保育を実践しています。施設長や職員は送迎時など保護者に積極的に声をかけ、子どものその日の様子など、時間をかけて共有することで、保護者との信頼関係を築いています。給食なども家庭的な雰囲気を意識して温かい食事を提供しています。子どもたちは、職員に優しく見守られながら、安心感と安定感の中で過ごしています。

#### 3) 園内研修を充実させて、保育の質の向上につなげています

園では、保育所保育指針が示している「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」に基づき、「2歳児までに育って欲しい姿」について園内研修で話し合っています。職員は、保育をする上で大切にすべきことやどのような援助や声かけを行うか、などについて意見交換を行う中で互いの保育観を伝え合い、理解を深めながら意識統一を図っています。園内研修の内容を工夫して園全体の保育の質の向上につなげています。

#### 4) 中・長期計画に数値目標や具体的な成果を設定することが期待されます

園としての3ヶ年の中・長期計画は、法人の中・長期の計画の内容を反映させながら策定し、「子どもの生きる力を育てる」と、保育の方向性とビジョンを明示して、保育内容、職員育成、子育て支援などの取組内容を設定しています。今後はさらに、実施状況の評価をよりの確に行うために、数値目標や具体的な成果を設定されることが期待されます。

#### 5) ボランティア等の受け入れ体制の整備が期待されます

園では、紙芝居などのボランティアや小中学生の職場体験、高校生のインターンシップなどを受け入れた実績がありますが、現在はコロナ禍で難しい状況となっています。今後に向けて、ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にしてマニュアルを作成し、受け入れ体制を整備することが期待されます。

# ⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名： ちゃいれつく並木二丁目保育室

第三者評価を受審するにあたり、保護者の皆様をはじめ、多くの皆様に自己評価を行う上でご協力頂き大変感謝しております。家庭的保育室として開園してから10年経ちましたが、園児数の少ない小規模園であるため、きょうだいのように、第二の家庭になれるようにということを心掛けて保育をしてきました。今回の評価で、そのような面を評価していただけたことは、とても嬉しく、今後の励みとなりました。

また、今回の調査日に向けて準備を進める中で、職員間で改めて自園の取り組みについて振り返ったことは、保育面でも運営面でも気づきや再確認へとつながるととても貴重な機会となりました。

今後も、園児や保護者の皆様に寄り添い、地域の中で第二の家庭として機能できるよう、職員一同努めてまいりたいと思っております。

ありがとうございました。

# ⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

## 第三者評価結果（共通評価基準）

- \*全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- \*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

##### I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

|   |                                   |   |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | a |
|---|-----------------------------------|---|

#### 【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
  - ☒ ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
  - ☒ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
  - ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
  - ☒ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
  - ☒ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
  - ☒ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
  - ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

#### <コメント>

法人のホームページや園のパンフレットに、保育理念、保育方針を掲載しています。職員へは、入職時の研修で周知を図っているほか、指導計画の作成時に理念と方針に立ち返るなどして、職員間で確認し合っています。保護者へは、入園説明会や年度始めの保護者懇談会で重要事項説明書に沿って説明をしています。

#### I-2 経営状況の把握

##### I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

|   |                                           |   |
|---|-------------------------------------------|---|
| 2 | I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | a |
|---|-------------------------------------------|---|

#### 【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ☒ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- ☒ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ☒ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- ☒ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

月一度の法人の園長会議では、社長をはじめ法人の上層部や担当部署、系列各園の園長、施設長らが参加して、社会福祉事業全体の動向を踏まえた法人の事業運営について確認しています。施設長は金沢区の園長会議に出席し、金沢区こども家庭支援課の担当者より、地域の各種福祉計画の策定動向について説明を受けています。子どもの数や保育ニーズなど、園が位置する地域の特徴や課題の分析、園のコスト分析などは、法人の担当部署で行っており、エリアマネジャーと施設長で連携を図りながら、分析を行っています。

第三者評価結果

|   |                                   |   |
|---|-----------------------------------|---|
| 3 | I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 | b |
|---|-----------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ☒ ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- ☒ イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ☒ ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- ☒ エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

施設長は、園を取り巻く経営環境や園の経営状況の分析に努めていますが、職員との共有が課題となっています。課題として人材確保と人材育成などを明確にしています。エリアマネジャーを通じて、法人の上層部とも課題の共有化を図り、採用課で人材確保に向けて取組を進めています。施設長は、職員会議で、園の運営面での課題点について説明し、園内研修の充実化に向けて意見交換を行うなど、職員個々のスキル向上に取り組んでいます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

|   |                                       |   |
|---|---------------------------------------|---|
| 4 | I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | b |
|---|---------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ☒ ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。



- ☒ イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ☐ ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ☒ エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人の中・長期計画には、保育の質の向上、人材確保などの項目ごとに取組内容を明記しています。園としての3ヶ年の中・長期計画は、法人の中・長期の計画の内容を反映させながら策定し、「子どもの生きる力を育てる」と、保育の方向性とビジョンを明示して、保育内容、職員育成、子育て支援などの取組内容を設定しています。今後はさらに、実施状況の評価をより的確に行うために、数値目標や具体的な成果の設定が期待されます。

第三者評価結果

|   |                                      |   |
|---|--------------------------------------|---|
| 5 | I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 | a |
|---|--------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
  - b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
  - c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ☒ ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
  - ☒ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
  - ☒ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
  - ☒ エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

単年度の計画と収支計画は、中・長期計画の内容を反映させて、当該年度に取り組むべき内容や年間の行事計画を記載しています。単年度計画の取組内容については、実行可能な内容を具体的に設定しています。園の利用者数や職員数などの数値目標を明記しているほか、園内のスペース活用方法や保護者支援、地域支援などの運営面での課題について明確にするとともに、その課題に対する方策を明記して、実施状況の評価を行える内容となっています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

|   |                                                      |   |
|---|------------------------------------------------------|---|
| 6 | I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | a |
|---|------------------------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
  - b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
  - c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ☒ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
  - ☒ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
  - ☒ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。

- ☒ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- ☒ オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

法人の中・長期計画は、法人の園長会議で系列各園の園長、施設長に周知し、共有化を図っています。園の中・長期計画と単年度の計画は、職員会議での職員の意見を踏まえ、施設長と正職員が中心となって策定し、完成した計画を職員会議で周知しています。年度末の職員会議では、年間の保育実践や行事などの振り返りを通して事業計画の評価につなげています。事業計画に対する評価内容は、エリアマネージャーとも共有し、次期の計画策定に生かしています。

第三者評価結果

7 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ☒ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- ☒ イ 事業計画の主な内容を保護者会で説明している。
- ☒ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- ☒ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

単年度の事業計画の主な内容については重要事項説明書に記載し、入園説明会及び年度初めの保護者懇談会で、保護者にわかりやすく説明しています。事業計画をファイリングして玄関に設置し、保護者がいつでも確認できるようにしていますが、利用者には十分に伝わっていません。行事予定表には、保護者が参加する行事などに印を付けて記載し、行事の開催方法や内容を丁寧に説明して、保護者の参加を促すよう配慮しています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ☒ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- ☒ イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
- ☒ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- ☒ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

指導計画に対する評価は、月2回の職員会議で日々の振り返りや保育日誌に基づいて行っています。職員間で課題を共有して保育内容や環境設定の見直しを行い、次期の計画作成につなげており、保育内容について組織的に評価を行う体制を整備しています。園の自己評価は、法人で策定している書式を用いて、毎年度3月に実施しており、職員個々の自己評価結果や職員会議での意見をふまえて施設長が評価結果をまとめています。第三者評価は今回初めての受審です。評価結果は職員全体で共有し、改善策を話し合うこととしています。

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
  - b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
  - c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ☒ ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
  - ☒ イ 職員間で課題の共有化が図られている。
  - ☒ ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
  - ☒ エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
  - ☒ オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

園内研修の充実や職員の意識向上、より良い環境整備についてなど、園の自己評価結果から抽出した課題については自己評価票に記載し、職員会議で共有しています。課題の改善に向けて職員会議で意見交換を行い、改善策を事業計画に記載して計画的な取組の推進に努めています。改善策の実施状況は、職員会議で都度確認を行っており、年度末に年間を通して評価を行い、必要に応じて見直しを図っています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
  - b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
  - c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ☒ ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
  - ☒ イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。

- ☒ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- ☒ エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

施設長は、園の運営に関する方針について事業計画に明示していますが、広報誌などの職員への周知工夫が課題です。また、園だよりには園の保育の方向性などをわかりやすく記載しています。施設長は、子ども自身が自分は大切にされていると実感できるような保育にあたることや、職員間で協力し合って働きやすい職場づくりを行っていくことなどを折りに触れて伝えていきます。運営規程には、施設長の役割と責任について記載し、職員間で共有しています。有事の際の施設長の役割と責任、施設長不在時の権限委任については、緊急時のフローチャートに明記して保育室に掲示し、職員間に周知しています。

第三者評価結果

|    |                                         |   |
|----|-----------------------------------------|---|
| 11 | II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | a |
|----|-----------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ☒ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- ☒ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ☒ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- ☒ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

施設長は、法人が実施している全国園長施設長研修で法令遵守の観点で管理者として必要な知識を学び、利害関係者との適正な関係を保持しています。環境への配慮に関する法令なども十分把握し、職員だけでなく、節電や節水など、子どもと一緒に取り組めるよう、わかりやすく伝えながら実践しています。職員に対しては、入職時研修や法人研修で遵守すべき法令について職員教育を実施しているほか、園内研修においても、ハラスメントや虐待の防止について学び合ったり、ニュースになった事例を採り上げるなどして職員間で確認し合っています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

|    |                                           |   |
|----|-------------------------------------------|---|
| 12 | II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。 | a |
|----|-------------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ☒ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- ☒ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ☒ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している

- ☒ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- ☒ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

施設長は、実際に保育現場に入って職員と子どもの関わり方を観察しているほか、指導計画や保育日誌などを確認して保育の質の現状について継続的に評価、分析を行っています。職員会議では子どもが遊び込める環境設定や安全に過ごすことができる保育環境づくりなどについて振り返りを行いながら、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を踏まえて、「2歳児までに育って欲しい姿」について話し合い、どのように子どもと関わりを持ち、どのような保育を行っていけば良いのかなどをまとめるなど、保育の質の向上を目指して園全体で取り組んでいます。

第三者評価結果

13

Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ☒ ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- ☒ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ☒ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- ☒ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

施設長は、課題である人材確保に向けて、エリアマネジャーと連携を図りながら、法人の採用担当部署に園の現況を伝えています。業務の実効性を向上させるため、園の現況分析を行い、職員の意見を聞きながら、法人と連携してICT化を推進しています。園児の欠席連絡や園だよりの配信、身体測定の記録など、電子媒体で作成、運用し業務のスリム化を図っています。また、小規模園という特色を生かし、職員間が連携し、相互に協力し合える関係性の構築に努めていますが、経営に関する意識形成に課題もあります。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ☒ ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- ☒ イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ☒ ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- ☒ エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

法人が策定している「人材育成ビジョン」に、人員体制や人材確保、人材育成に関する方針を明示しています。施設長は、法人の方針に基づき、園の運営に必要な保育士、栄養士など専門職の配置、常勤職員と非常勤職員の比率など、人員体制についての計画を作成しています。エリアマネージャーや法人の担当部署と連携して、計画に基づいた人材確保、人材育成に取り組んでいます。法人ホームページ上で、採用情報を掲載したり、就職フェアに参加したり、職員による紹介制度を導入するなどして採用活動を進めています。

第三者評価結果

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ☒ ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- ☒ イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ☒ ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- ☒ エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- ☒ オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- ☐ カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

「人材育成ビジョン」に、法人として求める人材像、職員としてありたい姿を明示しています。また、キャリアパスの仕組みを明確にして、職員が自ら将来の姿を描くことができる総合的な人事管理の仕組みを構築しています。就業規則と給与規程で、採用、異動、昇進などの人事基準を定め、入職時に職員に説明しています。法人で定めた人事考課表を用いて、9月と3月に人事考課を実施し、職員の専門性や職務遂行能力、貢献度などを評価しています。しかし、全体の人事管理制度は職員に十分な理解を得られていません。処遇改善については、施設長との個人面談や職員の満足度調査などから抽出された職員の意見を踏まえて、法人の担当部署で改善策の検討を行っています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ☒ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- ☒ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ☒ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- ☒ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- ☒ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ☒ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- ☒ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ☒ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

労務に関する実務全般は、施設長が行っており、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを毎月集計し、職員の就業状況を把握しています。施設長は職員との個別面談で職員の意向や心身の状況、家庭の様子などを確認し、個々の状況に応じて働きやすい環境となるよう配慮しています。法人では、産業医を配置しているほか、家賃補助や勤続表彰制度などの福利厚生を実施しています。産休や育児休暇、介護休暇の規程を整備し、時短勤務を導入するなどしてワーク・ライフ・バランスに配慮しています。

II-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
  - b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
  - c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ☒ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
  - ☒ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
  - ☒ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
  - ☒ エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
  - ☒ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

職員は、年度末に人事考課の自己点検を行い、次年度に向けた年間の個人目標を人事考課表に記載しています。施設長との個別面談では、人事考課の結果を踏まえて、年間の振り返りを共有し、当該年度の目標達成度の確認を行うとともに、次年度に向けた目標が適切に設定されているかを確認し合っています。年度の中間時期に行う個別面談では、目標に対する進捗状況を確認しています。施設長は、個々の仕事に対する悩み事を聞いたり、助言するなどして、意欲の向上につなげており、一人ひとりの育成に向けて取り組んでいます。

第三者評価結果

18

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ☒ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
  - ☒ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
  - ☒ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
  - ☒ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
  - ☒ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

法人では、「人材育成ビジョン」に基づいて、年間の法人研修計画を作成しています。保育所の職員として必要な専門知識や専門技術を習得できるよう、様々なテーマを設定しています。園では、法人から示された研修実施内容に沿って年間の園内研修計画を作成しています。外部研修は、キャリアアップ研修などに参加するよう調整を行っています。研修計画に沿って、職員研修を計画的に実施しており、研修内容については、職員の意見等を参考にして見直しを行い、次年度の計画作成に生かしています。

第三者評価結果

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ☒ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
  - ☒ イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
  - ☒ ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
  - ☒ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
  - ☒ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

施設長は、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況を把握し、それぞれがさらにスキルアップできるよう、研修への参加を調整しています。新入職員に対しては、指導担当の職員を配置してOJT研修を実施しています。法人研修では、階層別研修や職種別研修、新卒職員のフォローアップ研修を実施し、園内研修では、幼児期までに育って欲しい姿についてや虐待防止、不審者対応など様々なテーマで研修を行っています。行政などが主催する外部研修の情報を職員に周知し、本人の希望にも配慮して非常勤職員も参加できるよう調整しています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b



【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ☐ ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- ☒ イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ☒ ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- ☒ エ 指導者に対する研修を実施している。
- ☒ オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生の受け入れに関するマニュアルがあり、受け入れ手順や受け入れに関する留意事項、基本的な実習の進め方などを明記して、職員間で共有しています。実習生へはオリエンテーションで、子どもへの対応方法や守秘義務について説明しています。施設長は実習を担当する職員に指導方法などについてアドバイスを行っています。今後はさらに、実習生の育成に関する基本姿勢を明確にして、実習生の受け入れに関するマニュアルに明記されることが期待されます。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

b

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ☐ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- ☒ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ☒ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- ☒ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- ☒ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

園のホームページ上で、保育理念や保育方針、保育内容のほか、苦情対応体制、苦情受付件数、第三者評価の受審について公表しています。法人のホームページ上には、「子育て支援を通じて社会に貢献する」と明示して、社会や地域に対して法人及び園の存在意義や役割を明確にしています。園のパンフレットを金沢区こども家庭支援課などに置き、園の活動を地域に向けて発信しています。今後はさらに、園の事業計画や事業報告、財務状況などについても、ホームページ上で公表されることが期待されます。

第三者評価結果

22

|                                            |   |
|--------------------------------------------|---|
| Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | a |
|--------------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。  
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。  
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ☒ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- ☒ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ☒ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- ☒ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

経理マニュアルに、園における事務、経理、取引に関するルールと職務分掌、権限と責任を明確に定めています。施設長は、園の運営状況や経理に関するデータを毎月法人の経理担当部署に報告しています。法人では、内部監査規程に沿って適切に内部監査を実施しているほか、税理士による外部監査も定期的に実施し、経理業務に関するアドバイスを受けて経営改善を実施しています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 | a |
|--------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。  
 b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。  
 c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ☒ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- ☒ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ☒ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- ☒ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- ☒ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

運営規程に地域との関わり方についての基本的な考え方を明示しています。地域の行事やイベントなどのチラシを掲示して保護者に情報提供し、園として積極的に参加しています。保護者のニーズや相談に応じて病児保育施設や横浜市南部地域療育センターなど、利用できる社会資源を紹介しています。SDGsの取組として散歩で行き交う人々と挨拶を交わしながら、子どもたちが描いた絵カードを直接渡すなどして、子どもと地域の人との交流を広げられるよう取り組んでいます。

第三者評価結果

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

C

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
  - ☐ ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
  - ☒ イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
  - ☐ ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
  - ☒ エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
  - ☐ オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

園では、紙芝居などをしてくれる地域のボランティアを受け入れるなどの実績がありますが、現在は、コロナ禍ということもあり、ボランティアや小中学生の職場体験、高校生のインターンシップなどの受け入れは、難しい状況となっています。地域の学校教育等への協力についての基本姿勢を運営規程に明記していますが、今後はさらに、ボランティア受け入れに関する基本姿勢や、ボランティアの受け入れ対応方法などマニュアルに記載すべき内容を精査してのマニュアル整備が期待されます。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
  - ☒ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
  - ☒ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
  - ☒ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
  - ☒ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
  - ☒ オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
  - ☒ カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

地域の関係機関や医療機関などの情報を記載したリストを園内に掲示しています。各関係機関との対応は、施設長が行っており、連携内容や状況については、職員会議で周知しています。園では地域のケアプラザと協働して地域の親子向けの子育て講座などを行っており、定期的に会議を実施して開催方法や内容について話し合っています。施設長は、金沢区の園長会議に出席して情報交換を行っているほか、近隣の保育園と地域の子育てイベントなどで交流しており、連携を図れる体制となっています。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

|    |                                       |   |
|----|---------------------------------------|---|
| 26 | Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 | a |
|----|---------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
  - b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
  - c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ☒ ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
  - ☒ イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
  - ☒ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

園の第三者委員は地域の民生委員を務めた事もあり、施設長は年に1回程度、地域の情報などを聞いています。地域のケアプラザとの会議や金沢区の園長会議などでも地域の福祉ニーズや生活課題に関する情報把握に努めています。園の見学に訪れる地域の保護者から育児に関する相談を受け付けているほか、ケアプラザと共催している子育て講座で地域の保護者から相談を受けるなどして、子育て世代の福祉ニーズを把握しています。

第三者評価結果

|    |                                           |   |
|----|-------------------------------------------|---|
| 27 | Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 | b |
|----|-------------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
  - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
  - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ☒ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
  - ☒ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
  - ☒ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
  - ☒ エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
  - ☒ オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

園では、把握した地域のニーズに基づいて、地域ケアプラザと協働して地域の親子を対象に子育て講座を開催したり、金沢区の子育て支援イベントに参加するなどして、園が有する専門的な技術や知識を地域に還元するよう取り組んでいます。職員は、散歩先の公園でゴミ拾いを行ったり、散歩の道中では地域の人々と積極的に挨拶をし、地域に貢献できるよう努めています。積極的な活動とはなっていません。食料品や紙おむつなどを多めに備蓄しており、災害時の地域支援に活用できるようにしています。また、一時的な避難場所として施設を提供できるよう体制を整えています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
  - b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
  - c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ☒ ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - ☒ イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - ☒ ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
  - ☒ エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
  - ☒ オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
  - ☒ カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
  - ☒ キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
  - ☒ ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

保育理念や保育方針、保育の手順マニュアルに、子どもを尊重した保育の実施について明示しており、職員は共通認識のもと、保育の実践につなげています。法人研修では、子どもの人権擁護に関する研修を実施し、参加した職員が職員会議で研修内容を報告するなどして学び合っています。人事考課表に基本的人権に関する項目を設定し、定期的に職員が自己点検を行い、施設長による評価を実施しています。職員は、ジェンダーフリーを意識して保育にあたっており、固定的な対応をしないよう心がけています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ☒ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- ☒ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ☒ ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- ☒ エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護について、職員としての心構え、責務等を保育の手順マニュアルや行動基準を示したマニュアルに明記しています。職員は日々の保育を行う中で、着替えやおむつ交換のスペースを確保しているほか、トイレなどの援助を行う際に、子どものプライバシーに配慮することを職員間で確認し合っています。子どものプライバシーに配慮した保育実践については、保護者懇談会や個人面談の際に保護者に伝えています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

|    |                                            |         |   |
|----|--------------------------------------------|---------|---|
| 30 | Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。 | 第三者評価結果 | a |
|----|--------------------------------------------|---------|---|

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ☒ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- ☒ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ☒ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- ☒ エ 見学等の希望に対応している。
- ☒ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

園のパンフレットには、保育理念や保育方針のほか、保育内容、デイリープログラムなどを写真とイラストを用いてわかりやすく掲載し、金沢区こども家庭支援課に置いて、多くの人が入手できるようにしています。園のホームページ上では園児の募集状況や見学の問い合わせフォーム、金沢区こども家庭支援課の連絡先なども掲載し、利用希望者にとって必要な情報を積極的に提供しています。見学は1組ずつ受け入れて施設長が対応し、パンフレットに沿って丁寧な説明を行うとともに活動の様子などの写真をアルバム形式で見てもらうなどしています。

|    |                                           |         |   |
|----|-------------------------------------------|---------|---|
| 31 | Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。 | 第三者評価結果 | a |
|----|-------------------------------------------|---------|---|

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ☒ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- ☒ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ☒ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- ☒ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- ☒ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

重要事項説明書を毎年作成し、入園説明会と年度初めの保護者懇談会でそれぞれ説明を行っています。入園説明会では、園の保育の特色や保育内容のほか、慣れ保育の進め方などを丁寧に説明し、持ち物の見本を見せるなど、保護者が理解しやすいよう工夫しています。進級する保護者に対しては、変更箇所を重点的に説明しており、説明後には、保護者より同意書を受領しています。日本語での会話が難しい場合には、翻訳した資料などを準備し、個別に対応する体制を整えています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
  - b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
  - c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ☒ ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
  - ☒ イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
  - ☐ ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

卒園後の受け入れ先である連携園については、重要事項説明書に記載しているほか、連携園への引き継ぎを行うことを個人情報の取り扱いに関する文書に掲載し、入園時に保護者に説明しています。連携園へは、個別の記録に基づいて、保育の継続性に配慮して所定の書式を用い、引き継ぎを行うこととしています。園の利用が終了したあとも、いつでも相談に応じることを口頭で保護者に伝えています。今後はさらに、相談対応について記載した文書を作成し、保護者に渡すことを期待します。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
  - b) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
  - c) 利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。
- ☒ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
  - ☒ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。

- ☒ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- ☒ エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- ☒ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- ☒ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

職員は、日々の保育を行う中で、子どもの遊んでいる様子や表情、しぐさなどから、子どもが満足いくまで遊び込めているかなどを十分把握しています。保護者に対しては、年度末に法人が作成している保護者アンケートや運動会などの行事後アンケートを行うなどして満足度を把握しています。保護者懇談会や運営委員会、個別面談などの機会を通して保護者の意向を確認しています。保護者アンケートの結果は、ほぼ満足度が100%となっており、職員やエリアマネージャーと結果を共有して、さらに向上できるよう意識統一を図っています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
  - b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
  - c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ☒ ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
  - ☒ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
  - ☒ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
  - ☒ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
  - ☒ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
  - ☒ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
  - ☒ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決責任者と苦情受付担当者、第三者委員を2名設置し、苦情解決の体制を整備しています。苦情処理に関する規則に沿って、報告や記録などを適切に行うこととしています。申し出者には、検討した内容や改善策等を伝え、プライバシーに配慮したうえで苦情内容を掲示などで公表することとしています。これまでに苦情を受け付けたことはほとんどありませんが、些細なことでも保護者からの要望を丁寧に傾聴することを職員間で確認し合っています。

第三者評価結果

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a



【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
  - ☒ ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
  - ☒ イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
  - ☒ ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

重要事項説明書に相談窓口として、施設長、エリアマネジャー、法人のホットライン、第三者委員のほか、横浜市福祉調整委員会の連絡先を掲載し、相談先が複数あることを伝えています。また、内容によっては、栄養士が対応することも伝えています。相談は、面接、電話、文書、メールなど、複数の方法で受け付けていることについて重要事項説明書に記載して保護者に伝えています。保護者から相談を受け付けた際は、空いている保育室などプライバシーを守れるスペースを確保しています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
  - ☒ ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
  - ☒ イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
  - ☒ ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
  - ☒ エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
  - ☒ オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
  - ☒ カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

施設長はじめ職員は、保護者からの相談事や悩み事に共感しながら、丁寧に傾聴することを心がけ、保護者が意見や相談をしやすい雰囲気づくりに努めています。日常的な会話の中で、育児に関する相談に対応しているほか、意見箱を玄関に設置したり、保護者アンケートを行うなどして、保護者の意見を積極的に把握するよう取り組んでいます。意見や相談を受け付けた際は、苦情処理に関する規則により、組織的かつ迅速に対応する体制を整備しています。法人の担当部署で規則の定期的な見直しを図っています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
  - ☒ ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
  - ☒ イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
  - ☒ ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
  - ☒ エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
  - ☒ オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
  - ☒ カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

＜コメント＞

事故防止対策や対応に関するマニュアルがあり、施設長を責任者としてリスクマネジメントの体制を整備しています。園内研修では、マニュアルに沿って事故発生時の初期動作や通報手順などを確認しています。また、緊急時の対応フローチャートを保育室に掲示するなどして、適切に対応できるようにしています。事故報告書やヒヤリハットには、事故の要因や状況を記載して再発予防策について話し合い、実践につなげています。チェックリストを用いて各場所や備品等の安全点検を定期的実施し、事故防止に努めています。

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
  - ☒ ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
  - ☒ イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
  - ☒ ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
  - ☒ エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
  - ☒ オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
  - ☒ カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
  - ☒ キ 保護者への情報提供が適切になされている。

＜コメント＞

感染症については、「感染症マニュアル」を基に、園全体の管理体制を整えています。マニュアルは事務室に設置し、職員がいつでも確認できるようにしています。嘔吐処理方法や感染症対策についての園内研修を実施し、知識を深めています。マニュアルは、最新の情報を反映させて、法人で定期的に見直しを実施し、全園に周知しています。感染症が発生した際は、一斉メールを活用して保護者に周知するとともに、二次感染予防を注意喚起しています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ☒ ア 災害時の対応体制が決められている。
- ☒ イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ☒ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- ☒ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- ☒ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害時の対応については、施設長を中心に管理体制が整っており、園児及び職員の安全確保対策を講じています。園では、毎月、地震や火災を想定した避難訓練を実施しているほか、津波を想定した訓練も実施しています。災害時の連絡用アプリを用いて安否確認をすることとしており、毎月保護者にテスト送信を行っています。非常食や避難用品などの備蓄はリストを作成し定期的に確認しています。金沢区の情報配信システムによる避難訓練にも定期的に参加しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ☒ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- ☒ イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ☒ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- ☒ エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- ☒ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

保育業務における標準的な実施方法については、「保育士のためのデイリープログラム」に記載しており、事務室に常備していつでも確認できるようになっています。また、指導計画のファイルに「保育士のためのデイリープログラム」を貼付して、常に意識を持って計画作成を行うようにしています。指導計画の評価欄や保育日誌により標準的な実施方法が実施されているか確認しています。

第三者評価結果

|    |                                         |   |
|----|-----------------------------------------|---|
| 41 | Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | a |
|----|-----------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
  - ☒ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
  - ☒ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
  - ☒ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
  - ☒ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

「保育士のためのデイリープログラム」の内容については、職員と定期的に話し合い、子どもの育ちに合わせて見直しを行っています。特に、園で力を入れている「リズム運動」プログラムは、その年度の子どもの登園時間や状況に応じて毎年変更しています。「保育士のためのデイリープログラム」の見直しにあたっては、日々の保護者とのやり取りから聴取した意見や提案なども反映されています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

|    |                                      |   |
|----|--------------------------------------|---|
| 42 | Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 | a |
|----|--------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
  - ☒ ア 指導計画作成の責任者を設置している。
  - ☒ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
  - ☒ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
  - ☒ エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
  - ☒ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
  - ☒ カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
  - ☒ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
  - ☒ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

保育における指導計画は職員が作成し、施設長が最終確認する流れとなっています。入園時の面接は施設長が担当で、子どもの生活状況や健康状態、アレルギー、喫食状況などを確認し、職員と共有し個別指導計画を作成しています。個別指導計画は、子どもの状況や保護者のニーズを考慮し、より良い育ちを意識した内容となっています。要支援家庭に対しては、地域のケースワーカーや保健師と相談しながら個別指導計画を作成しています。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ☒ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
  - ☒ イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
  - ☒ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
  - ☒ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
  - ☒ オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

園では、年間指導計画について四半期ごとに、職員会議において振り返り、評価・見直しを行っています。月案についても、職員会議で評価し、次月の計画の作成につなげています。指導計画は職員がいつでも確認することができ、緊急の変更時には職員同士、口頭で確認をしています。計画の評価・見直しは日々の子どもの状況に合わせて考慮されており、保護者の意見も参考にしています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ☒ ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
  - ☒ イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
  - ☒ ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
  - ☒ エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
  - ☒ オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
  - ☒ カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子ども一人ひとりの発達状況や生活状況について、園で統一された児童表、健康調査票に記入し、個人別のファイルに保管しています。個別の指導計画は、子ども一人ひとりの姿・育ちに合わせたものを作成しており、内容について職員会議等で確認しています。記録の作成にあたっては施設長が確認しており、内容や書き方について統一されています。子どもの日々の記録については「一日の記録」に細かい情報が記入されており、職員全員に周知されています。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ☒ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- ☒ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ☒ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- ☒ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- ☒ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- ☒ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

子どもに関する記録の管理体制については、「個人情報取り扱いマニュアル」に基づいて運用しており、個人情報の記録管理責任者は施設長となっています。職員は法人研修で個人情報の取り扱いについて学んでいるほか、職員会議などでニュースになった事例を取り上げるなどして注意喚起を行っています。個人情報に関する重要な文書や書類は、鍵付きの書庫に保管しています。保護者に対しては、入園時に重要事項説明書を基に説明し、同意書を受領しています。

(別紙2A)

## 第三者評価結果（内容評価基準）

### A-1 保育内容

#### A-1-(1) 全体的な計画の作成

| 第三者評価結果 |                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| A1      | <b>A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</b> |

a

#### 【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
  - b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
  - c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ☒ ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
  - ☒ イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
  - ☒ ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
  - ☒ エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
  - ☒ オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

#### <コメント>

全体的な計画は、法人の園長会議で、骨子を作成しています。全体的な計画は、法人の理念・保育方針・保育目標に沿って子どもたちの発達過程を考慮した内容となっています。骨子をもとに、職員との話し合いを踏まえて、保育時間、地域の状況などに合わせて加筆、修正を行い、園独自の全体的な計画を完成させています。全体的な計画には、「連携園との連携」、「健康支援、状態把握、増進、疾病対応」や「食育の推進」などが明示されています。年度末の職員会議では、年間の保育実践についての振り返りを行いながら、全体的な計画の見直しにつなげ、次年度作成に生かしています。

#### A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

| 第三者評価結果 |                                                           |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| A2      | <b>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</b> |

a

#### 【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
  - b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
  - c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
- ☒ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
  - ☒ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。

- ☒ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☒ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☒ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

各保育室には、温湿度計や空気清浄機を設置し、静かな環境を意識した保育環境を整備しています。園内は清潔に保たれ、消毒、換気を行い、感染予防を徹底しています。寝具は、衛生面や保護者の負担軽減の面から簡易ベット(コト)を利用しています。子どもの動線に配慮しながら、テーブルや椅子を配置し、おもちゃなどの収納方法を工夫して、子どもが家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごせるよう空間づくりを行っています。園はUR住宅の一室をそのまま利用して運営しています。手洗い場が1つで高さも大人に合わせた造りのため、踏み台を設置するなど環境整備を行っています。子どもが使用しやすい工夫に努めています。

|    |                                             |                                 |
|----|---------------------------------------------|---------------------------------|
| A3 | A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。 | <div>第三者評価結果</div> <div>a</div> |
|----|---------------------------------------------|---------------------------------|

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
  - b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
  - c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ☒ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
  - ☒ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
  - ☒ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
  - ☒ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
  - ☒ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
  - ☒ カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

一人ひとりの子どもの発達状況や家庭環境については、入園時に施設長が保護者と面談し把握しています。入園後は、送迎時の保護者との会話や日々の様子から発達の状況を把握しています。日々の保育については、子どもが安心できる環境を整え、一人ひとりの欲求を受け止めることを意識し、表情やしぐさなどから子どもの思いを汲み取りつつ保育にあたっています。子どもに声をかける時は、わかりやすい言葉を選び、職員の声が大きくならないよう、優しく穏やかに話すことを心がけています。言葉遣いについては、定期的に法人の内部監査を実施して、職員が日々の保育を振り返る機会となっています。

|    |                                                   |                                 |
|----|---------------------------------------------------|---------------------------------|
| A4 | A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。 | <div>第三者評価結果</div> <div>a</div> |
|----|---------------------------------------------------|---------------------------------|

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。



- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- ☒ イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ☒ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- ☒ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが「自分でやりたい」と思う気持ちを尊重し、できた時にはできた喜びを共有し、自信につながるようにしています。また、子ども一人ひとりの発達過程やペースに合わせ、個別に対応しています。睡眠については、子どもの様子を見ながら、いつでも眠れるよう準備をし、一人ひとりの生活リズムを大切にしています。園では、一人ひとりの持ち物やロッカーにその子専用の果物のシールを貼り、視覚で自分の物を理解できるようにしています。子どものやりたい気持ちを大切に、朝の支度や昼食の準備も楽しみながら自分ができるような工夫をしています。また、遊びながら基本的な生活習慣が身につくよう、ボタンなどを使った手作りのおもちゃを用意するなどしています。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ☒ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- ☒ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ☒ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- ☒ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- ☒ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- ☒ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- ☒ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ☒ ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ☒ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- ☒ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

日々の保育においては、職員が誘導するのではなく、子どもたちが生活や遊びを自主的に楽しむことができるよう努めています。子どもたちの遊びが主体的で選択性があるよう、興味や関心に応じて手作りのおもちゃを準備するなど、環境設定を行っています。室内の活動では、ごっこ遊びや制作遊びなどで楽しむことが多く、リズム遊びではハイハイやジャンプ、ブリッジなどの運動遊びにもつなげています。戸外活動では、近隣の公園での散策活動で自然にふれたり、追いかけて遊ぶなど体を動かして遊んでいます。戸外活動の際、地域の方や交番の警察官に挨拶したりするなど、日々の生活の中で少しずつ社会体験を積み重ねています。

|    |                                                                                                                          |            |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| A6 | <div style="text-align: right;">第三者評価結果</div> <b>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</b> | <b>非該当</b> |
|    | <div style="text-align: right;">第三者評価結果</div> <b>&lt;コメント&gt;</b><br>園では、0歳児の受け入れがないため該当しません。                            |            |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |          |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| A7 | <div style="text-align: right;">第三者評価結果</div> <b>A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <b>a</b> |
|    | <div style="text-align: right;">第三者評価結果</div> <b>【判断基準】</b><br>a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。<br>b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。<br>c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。 <div style="margin-left: 20px;"> <input checked="" type="checkbox"/> ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。<br/> <input checked="" type="checkbox"/> イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。<br/> <input checked="" type="checkbox"/> ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。<br/> <input checked="" type="checkbox"/> エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。<br/> <input checked="" type="checkbox"/> オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。<br/> <input checked="" type="checkbox"/> カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。<br/> <input checked="" type="checkbox"/> キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。 </div> <b>&lt;コメント&gt;</b><br>職員は、子どもたちがやってみたい気持ちを受け止め、小さな成功体験の積み重ねを通して自信が持てるような関わりを心がけています。戸外での活動の際は、安全面に十分留意して、子どもが自然と関わろうとすることややろうとする気持ちを大切にし、散策活動や落ち葉広い、虫の観察などを行っています。保育室では、子どもたちが好きな遊びに熱中できるよう、絵本やおもちゃを取り出しやすく収納し、コーナーづくりを行っています。また、廃材などを準備して制作遊びなどもできるようにしています。子ども同士のトラブルは、行動を見守りながら、お互いの気持ちを受け止め、わかりやすい言葉で代弁するなどして援助しています。 |          |

|    |                                                                                                                         |          |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| A8 | <div style="text-align: right;">第三者評価結果</div> <b>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</b> | <b>c</b> |
|    | <div style="text-align: right;">第三者評価結果</div> <b>&lt;コメント&gt;</b><br>園では、3歳児クラス以上の子どもは受け入れていません。                        |          |

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
  - b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
  - c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☐ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
  - ☒ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
  - ☒ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
  - ☒ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
  - ☒ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
  - ☒ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
  - ☒ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
  - ☒ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

できる範囲で環境整備を行っていますが、UR住宅の1室を利用しているため、車いすなどの対応には難しい面があります。園は、1、2歳児の受け入れを行っているため、すべての子どもに対して個別の指導計画を作成しています。個別指導計画は、クラスの指導計画と関連付けて作成し、計画に基づいて子ども一人ひとりの状況に応じた保育を行っています。障害のある子どもの場合には、保護者と連携を図りながら、一人ひとりの特性を理解して柔軟に対応する体制を整えています。職員は横浜市南部地域療育センター主催の外部研修に参加し、障がい児保育に関する知識を深めており、療育センターなどの関係機関との連携を図れるよう体制を整備しています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
  - b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
  - c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☒ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
  - ☒ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
  - ☒ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
  - ☒ エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
  - ☒ オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
  - ☒ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
  - ☒ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

子どもが安心して過ごせるように、マットやクッションを活用して子どもたちが落ち着ける空間づくりを行っています。静かに過ごしたい子には別の保育室で過ごせるようにするなど、子どもの状況に応じて対応できるよう環境設定を行っています。職員は子ども一人ひとりの様子を見ながら、抱っこしたり、膝にのせて絵本を読んだり、スキンシップを多くとるようにして子どもが安心して過ごせるように配慮しています。保護者の希望に応じて、夕食や補食も提供しています。子どもの一日の様子については、「一日の様子記録」に詳しく記載して、職員間で共有し、降園時に担当する職員が保護者に伝達できるようにしています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

c

<コメント>

園では、3歳児クラス以上の子どもは受け入れていません。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ☒ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- ☒ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えたとともに、事後の確認をしている。
- ☒ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- ☒ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- ☒ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- ☒ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ☒ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

体調不良やけがなどについては、「一日の様子記録」に記入しています。既往症や予防接種の状況は、入園時に確認しており、新たに予防接種を受けた場合は保護者より報告してもらっています。また、進級後の年度始めにも児童票を基に接種状況を確認しています。乳幼児突然死症候群については、「乳幼児突然死症候群SIDS対応マニュアル」が作成され、職員に周知されており、午睡時は10分ごとにブレスチェックを行い、顔色や体温・呼吸状況などの変化を確認しています。また、保護者にも重要事項説明書やポスターで必要な情報を提供しています。

| 第三者評価結果 |                                                           |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| A13     | <div>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</div> <div>a</div> |

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
  - ☒ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
  - ☒ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
  - ☒ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

＜コメント＞

健康診断と歯科健診はそれぞれ年2回、園の嘱託医と嘱託歯科医によって実施しています。結果は健康診断表に記録して職員間で共有し、配慮事項などについて職員会議で確認し合い、必要に応じて個別の指導計画に反映させて対応できるようにしています。保護者には、連絡帳に記入しているほか、直接口頭でも伝えています。健康診断や歯科健診の前後には、絵本やパペットを用いて子どもたちにも伝わるように保健指導を行っています。健診前には、普段気になることや質問などを保護者から聞き、嘱託医からの回答やアドバイスをフィードバックしています。

| 第三者評価結果 |                                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| A14     | <div>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。</div> <div>a</div> |

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
  - ☒ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - ☒ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - ☒ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
  - ☒ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
  - ☒ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
  - ☒ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

＜コメント＞

入園時の面談で、アレルギー疾患や慢性疾患について確認しています。アレルギー疾患のある子どもには主治医が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づいて適切に対応しています。保護者とは定期的な面談を行い、子どもの状況を共有し、対応方法を確認しています。食物アレルギーのある子どもに対しては、保護者と毎月献立の内容を確認し、除去食の提供を行っています。食事を提供する際は調理員と職員のダブルチェックのもと、色分けされた専用の食器を用いて配膳し、座る場所を決めるなどして誤食がないよう十分留意して対応しています。職員は、エピペンの使用方法や食物アレルギーに関する研修に参加して知識を深めています。

## A-1-(4) 食事

第三者評価結果

|     |                                 |   |
|-----|---------------------------------|---|
| A15 | A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。 | a |
|-----|---------------------------------|---|

## 【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ☒ ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
  - ☒ イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
  - ☒ ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
  - ☒ エ 食器の材質や形などに配慮している。
  - ☒ オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
  - ☒ カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
  - ☒ キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
  - ☒ ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

## &lt;コメント&gt;

園では、年間の食育計画を作成して、子どもたちが様々な経験ができるように工夫しています。カレーライスやおにぎりの絵本を用いて給食を提供したり、トウモロコシのヒゲに触れたりして食への興味・関心を深める取組をしています。また、グレープフルーツやオレンジ、ピーマンなどの食材を実際に子どもたちの目の前で切り、切った時の音を聞いたり、匂いを嗅ぐ体験などを行っています。子どもたちが使用する食器は、落としても安全な高度強化磁器を取り入れています。普段馴染みの少ない料理や苦手な食材でも、食べてみようと思えるような声かけや促し方をして、食べられるものが増えていくように援助しています。

第三者評価結果

|     |                                           |   |
|-----|-------------------------------------------|---|
| A16 | A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。 | a |
|-----|-------------------------------------------|---|

## 【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
  - ☒ イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
  - ☒ ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
  - ☒ エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
  - ☒ オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
  - ☒ カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
  - ☒ キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

# <コメント>

園の献立は系列園の栄養士が作成し、月1度、調理員の会議で振り返りをしています。子どもたちが楽しく安全に食事ができるよう、子どもの発達に応じた献立や調理方法を工夫しています。園では、子どもたちが食事を楽しく食べることを大切に、感染予防をした中で、温かい食事を小グループで食べています。行事食では、ひな祭りやクリスマスなど子どもたちの気持ちが高まるような食事を提供し、子どもの誕生月には、リクエストメニューを提供しています。食事中の子どもたちの様子は、調理担当者が観察し喫食状況を確認しています。

## A-2 子育て支援

### A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

#### 【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
  - b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
  - c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ☒ ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
  - ☒ イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
  - ☒ ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
  - ☒ エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

# <コメント>

日々の子どもの様子は、連絡帳を通じて保護者に伝えているほか、送迎時にもできるだけ時間をかけて一日の様子を伝えるよう努めています。また、家庭での様子についても保護者より聴取して、保育に生かせるようにしています。保護者とは、必要に応じて個別の面談を実施し、子どもの様子や活動の内容を伝えています。また、保育システムを利用し、普段の活動の様子をドキュメンテーションで保護者に発信するなどして子どもの成長を共有できるようにしています。保護者懇談会は年度始めに実施しており、参加が難しい保護者にはオンラインでも参加できるよう体制を整えるなどして配慮しています。

## A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

#### 【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
  - b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
  - c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。
- ☒ ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
  - ☒ イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
  - ☒ ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
  - ☒ エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。

- ☒ オ 相談内容を適切に記録している。
- ☒ カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

日々の登降園時には、施設長はじめ職員が積極的に保護者へ声をかけ、話しやすい雰囲気づくりを心がけています。保護者の希望や就業状況などに応じて、対面式の面談だけでなく、電話やオンラインで対応する体制を整備しており、保護者の個々の事情に配慮しています。離乳食などの相談には栄養士が応じることもあり、園での給食のレシピや食材の選び方や調理の仕方なども伝えています。保護者からの相談内容を記録し、必要な職員間で共有し、継続的にフォローできるようにしています。相談を受けた職員が適切な対応ができるよう、園長がアドバイスをを行っているほか、必要に応じて同席するなどして対応しています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ☒ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- ☒ イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ☒ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- ☒ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- ☒ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- ☒ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ☒ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

送迎時の子どもと保護者の様子、態度などを注意深く観察し、保育中は、子どものおむつ替えや着替えの際に身体に傷やあざ等がないか、衣服の汚れ、体臭などを確認して家庭での虐待等権利侵害の早期発見、早期対応に努めています。気になることがあった場合は、施設長に報告し、職員にも速やかに周知し、対応について話し合っています。保護者の様子が気になる場合は、声をかけて保護者の気持ちに寄り添う姿勢で受け止め、支援しています。虐待の可能性や疑いがある場合は、施設長が金沢区こども家庭支援課に連絡し、指示を受ける流れとなっています。虐待の対応についてのマニュアルを整備し、職員間で共有しています。



A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

|     |                                                             |   |
|-----|-------------------------------------------------------------|---|
| A20 | A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 | a |
|-----|-------------------------------------------------------------|---|

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
  - ☒ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
  - ☒ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
  - ☒ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
  - ☒ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
  - ☒ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
  - ☒ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

日々の保育内容について、年間指導計画や月案の「保育士の自己評価・反省」の欄に記入することや職員会議などで共有することで、保育実践の振り返りをしています。また、職員会議や職員同士の会話の中で保育を振り返る機会があり、その時の子どもの様子や興味・関心などから次の計画へとつなげています。職員は、年度始め、年度途中、年度末の3回、施設長と面談の機会があり、「人事考課表」をもとに保育を振り返り、保育の質の向上に努めています。園の自己評価は、法人で策定している書式を用いて、毎年度3月に実施しており、職員個々の自己評価結果や職員会議での意見をふまえて園長、が評価結果をまとめています。課題は職員で共有し改善に向けて取り組んでいます。



**株式会社フィールズ**

**〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F**

**TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323**